

永田浜ウミガメ観察ルール

I. 地域ルール目的

- ・ 北太平洋最大のウミガメ上陸地・永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境を守ること。
- ・ 永田浜を利用する全ての方に対して、ウミガメ保護と適正な利用のためのより説得力のある発信を行うこと。
- ・ 永田浜の利用について、関係者全体の共通認識をもつこと。

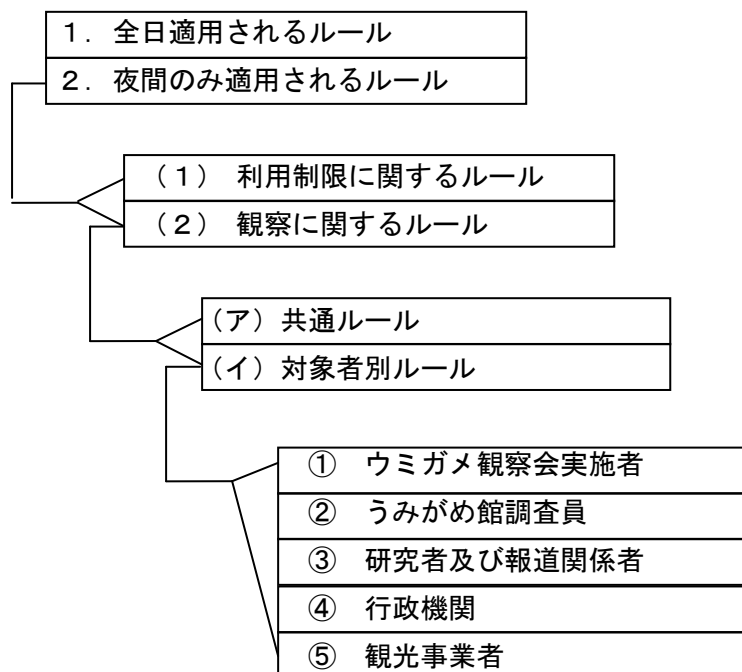
II. ルール適用対象

【適用場所】:永田浜(いなか浜、前浜、四ツ瀬浜)

【適用期間】:5月1日～8月31日 19時30分～翌朝5時00分

【適用対象者】:永田浜を利用する人全て

III. ルールの構成



1. 全日適用されるルール

永田浜を訪れる時間帯を問わず、適用されるルールです。

●ウミガメ保護柵内には立ち入らないこと

- ・ 永田浜では、ウミガメの地中の卵や子ガメを人間の踏みつけ等による影響から守るため、ウミガメ保護柵を設置しています。
- ・ 地中の卵や子ガメを踏みつける可能性があるため、ウミガメ保護柵内には立ち入らないでください。

●焚き火をしないこと

・産卵が始まる4月下旬からふ化が終わる9月下旬までの間、砂浜のいたる所にウミガメの卵が産み落とされています。この時期に焚き火はやめてください。地中の卵や子ガメが焼け死んでしまう恐れがあるほか、光に向かう性質のある子ガメが焚き火に飛び込んでしまいます。

●キャンプ禁止

・永田浜でキャンプすることは自然公園法によって禁止されています。

●土石（砂）の採取禁止

・永田浜において土石（砂）を採取することは自然公園法によって原則禁止されています。
・土石（砂）を採取することで、ウミガメの産卵ふ化場所である砂浜の減少につながります。

2. 夜間のみ適用されるルール

(1) 利用制限に関するルール

ウミガメ観察に訪れる観光客・利用者にレクチャーを受けてもらうことで観察のルールを徹底し、ウミガメへの影響を抑えるためのルールです。ツアーで永田浜を利用する旅行会社やガイド事業者等も守る必要があります。

永田浜では、ウミガメ保護のため、5/1から8/31までの19時30分から翌朝5時00分までの間、浜への自由な立ち入りはご遠慮願います。ウミガメ観察を希望する方は、時期により以下のルールの通り、ご協力をお願いします。

●5月1日～5月14日に訪れる方

この時期には、ウミガメの上陸シーズンが始まっています。ウミガメの保護のため、浜への立ち入りはご遠慮願います。

●5月15日～7月31日に訪れる方

永田ウミガメ連絡協議会が実施する【ウミガメ観察会】にできるかぎり参加をお願いします。

【ウミガメ観察会】

参加者の人数を制限することで、参加者の安全を確保し、観察のルールを徹底することができます。

●観察会の定員は80名を目安とする（団体は除く※）。

●案内人1名あたりの観察人数の上限は30名を目安とする（団体は除く※）。

●8月1日～8月31日に訪れる方

7月中旬以降、永田浜ウミガメ保全協議会にお問い合わせください。

この時期、昨年まではNPO法人屋久島うみがめ館が【夜間臨時開館】を行い、永田浜へ訪れる見学者へウミガメに関するレクチャーを行っていました。同団体の活動（調査、夜間開館等）はボランティアの手によって支えられており、現在のボランティアが不足

している状況では、今年の夜間臨時開館が行えない可能性があります。夜間臨時開館の実施については、ボランティアの参加状況により7月中旬に決定します。

(2) 観察に関するルール

(ア) 共通ルール

夜間永田浜に訪れる全ての方にご協力をお願いするルールです。

<p>1. <u>事前にレクチャーを受けること</u></p> <p>浜に立ち入る前に、守るべきルールやウミガメの生態系等に関するレクチャー(説明)を受けてください。</p>
<p>2. <u>スタッフの案内に従うこと</u></p> <p>永田ウミガメ連絡協議会やNPO法人うみがめ館のスタッフがウミガメへの影響を抑えるために誘導や案内を行います。観察会や浜では、スタッフの案内に従ってください。</p>
<p>3. <u>光は消すこと</u></p> <p>ウミガメは光に非常に影響を受けます。産卵期のウミガメは光を嫌い、また子ガメは本能的に光に向かって進んでしまいます。懐中電灯はもちろん、<u>携帯電話など光の出る機器は、事前に電源を切ってください。</u></p> <p>また、道路から漏れ出す車のライトもウミガメに影響を与えます。永田浜付近を走行するときは、ロービームでの走行をお願いいたします。</p>
<p>4. <u>むやみに歩かないこと、騒がないこと</u></p> <p>人の気配に気付いたウミガメは、上陸をやめてしまいます。また、子ガメは23時までに約80%が海へ帰ります。ウミガメへの影響を最小限にするため、浜では一列で移動し、列から外れたり、波打ち際を歩き回らないでください。暗くなった浜では、騒がず静かにしてください。</p>
<p>5. <u>ウミガメには近づかないこと、触らないこと</u></p> <p>上陸中や穴掘り中のウミガメや脱出したばかりの子ガメはとても敏感ですので、スタッフの指示がある場合を除いては、近づかないでください。また、ウミガメには、絶対に触らないでください。</p>
<p>6. <u>カメラ、ビデオ撮影は行わないこと</u></p> <p>ウミガメは光に非常に影響を受けます。フラッシュによる強い光は悪影響を及ぼす恐れがあるので、撮影は行わないでください。</p>
<p>7. <u>飲食物、アルコールは持ち込まないこと</u></p> <p>周りの方へのご迷惑になるため、浜でのご飲食やアルコールの持ち込みはご遠慮ください。</p>
<p>8. <u>喫煙しないこと</u></p> <p>浜に降りたら喫煙はご遠慮ください。火気の明るさがウミガメに悪影響を及ぼしますので、マッチやライターの使用もご遠慮ください。</p>
<p>9. <u>ゴミは持ち帰ること</u></p> <p>浜のゴミは、ウミガメが上陸するときや子ガメが海に帰るときの妨げになりますので、ゴミは浜に捨てず、落ちているゴミがあれば拾ってください。</p>

10. 観察会や夜間臨時開館終了後は立ち入らないこと

観察会や夜間臨時開館終了後は、ウミガメが静かな環境で産卵する時間です。こうした時間を作るため、観察会や夜間開館終了後は浜に立ち入らないようにお願いします。ただし、ウミガメ保護のための活動を行う監視員・調査員や事前に連絡のあった研究者・報道関係者、行政機関による立ち入りについては除きます。

(イ) 対象者別ルール

共通ルールに加えて、対象者ごとに守るべき又はご協力をお願いするルールです。

ルール	理由
①ウミガメ観察会実施者	
●監視員証(名札)、腕章等を必ず携行する。	案内人の身分を証明し、観察者や調査員などと区別するためです。
●砂浜の移動ルートはカメへの影響を最小限に <ul style="list-style-type: none">・ 浜に降りる場合は一列で、ウミガメをよけ浜の中央を移動する。・ ふ化が進む7月20日以降は、巣穴から遠い海岸線での移動を心がける。・ ウミガメ保護柵内には立ち入らない。	ウミガメは、光、騒音、物が動く気配で動揺し、親ガメの産卵活動、子ガメの帰海に悪影響を与えるためです。 踏みつけによるふ化率低下を防ぎウミガメを保護するためです。
●ライトの使用には制限を設ける <ul style="list-style-type: none">・ ライトを使用するときは、手でふさぐ等により光量を調節し、弱い光にする。・ ライトの電圧は、3ボルト(例:単3電池 2個使用)以下を目安とする。・ 移動中は、先頭の案内人のみ、後続の参加者への目印として使用する。・ 階段や植生帯等の危険箇所では、足元に限って使用する。・ ウミガメ観察中は、ウミガメの後方から照らし、ウミガメの頭部等他の場所には向けない。	光はウミガメを動揺させ、親ガメの産卵活動、子ガメの帰海に悪影響を与えるためです。
●撮影機器の使用は禁止 <ul style="list-style-type: none">・ カメラ、ビデオによる撮影はやむを得ない場合を除き、基本的に禁止とする。・ フラッシュ撮影は禁止とする。	
●無線の使用はウミガメから離れた場所で <ul style="list-style-type: none">・ 無線機器は、ウミガメから少し離れた場所で使用する。	ウミガメを動揺させ、親ガメの産卵活動、子ガメの帰海に悪影響を与えるためです。
●ウミガメにはむやみに近づかない <ul style="list-style-type: none">・ ウミガメに近づくのは、産卵が始まってからにする。(卵を5, 6個産み落とされたころが目安)・ 観察後に海に帰るウミガメはその場で見送り、海辺までついていかない。	

<p>●ウミガメへの接触は原則禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ウミガメや卵を観察者に触らせない。 ウミガメの救助等保護のために必要な場合は、予め許可を受けた者に限り、接触できるものとする。 	
<p>●観察はウミガメ1頭とし、1時間以内とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 1頭の産卵を見たら観察者を返す。 観察時間は30分～1時間位までとする。 	ウミガメの負担をなるべく軽減するためです。

<p>②うみがめ館調査員</p>	
<p>●ライトの使用には制限を設ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ライトを使用するときは、手でふさぐ等により光量を調節し、弱い光にする。 ライトの電圧は、3ボルト(例:単3電池 2個使用)以下を目安とする。 ライトは、案内するときの後続の参加者への目印として使用する。 階段や植生帯等の危険箇所では、足元に限って使用する。 やむを得ない時以外は、ウミガメには光をあてない。 	ウミガメは光で動揺し、親ガメの産卵活動、子ガメの帰海に悪影響を与えるためです。
<p>●撮影機器の使用は禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> フラッシュ撮影は禁止とする。 カメラ、ビデオによる撮影はやむを得ない場合を除き、基本的に禁止とする。 	
<p>●無線の使用はウミガメから離れた場所で</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線機器は、ウミガメから少し離れた場所で使用する。 	ウミガメを動揺させ、親ガメの産卵活動、子ガメの帰海に悪影響を与えるためです。
<p>●タグ類の取り付けは産卵終了後に</p> <ul style="list-style-type: none"> 親ガメにタグやインナータグを取り付けるときは、産卵が終了してから行う。 	
<p>③研究者及び報道関係者</p>	
<p>●浜への立ち入りを事前に連絡する (研究者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、所属、人数、研究の目的及び内容、永田浜を利用する日時を事前に屋久島自然保護官事務所に連絡する。 <p>(報道関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、所属、人数、報道の目的及び内容、永田浜を利用する日時を事前に屋久島自然保護官事務所に連絡する。 <p>※屋久島自然保護官事務所は、立ち入りの概要について、永田ウミガメ連絡協議会及び屋久島うみがめ館へ連絡する。</p>	研究者や報道関係者に「永田浜ウミガメ観察の地域ルール」を周知し、利用日における現場での対応をスムーズに行うためです。
<p>●撮影機器の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> カメラ、ビデオ使用時のフラッシュ撮影や照明使用は基本的に禁止し、超高感度カメラや赤外線カメラ使用を推奨する。 	光はウミガメを動揺させ、親ガメの産卵活動、子ガメの帰海に悪影響を与えるためです。

<ul style="list-style-type: none"> 特に、ウミガメ観察会開催時間内はフラッシュ撮影、照明使用厳禁とする。 やむを得ずフラッシュ撮影や照明を使用する場合は、事前連絡の際に了解を得ることとする。 	ウミガメ観察会参加者に禁じているフラッシュ撮影等を誘発する恐れがあるためです。
<p>●放映・掲載時における撮影時間等の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> 撮影した映像や画像をテレビ放映又は新聞掲載等行う場合は、撮影方法(超高感度カメラ、赤外線カメラ等)や撮影時間(明け方撮影等)について、明記する。 	視聴者や読者に対して“ウミガメの撮影が行える”という誤解を与える恐れがあるためです。

④行政機関	
<p>●浜への立ち入りを知らせる</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜への立ち入りは、5/15～7/31の期間は永田ウミガメ連絡協議会、5/1～14、8/1～8/31の期間は環境省ウミガメ監視員及び屋久島うみがめ館に一言断ってから行うものとする。 	一般の方と混同されないようにするためです。
<p>●工事時期の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 重機等を用いる工事は、ウミガメが産卵する時期と子ガメが海に帰る時期(4月下旬～9月下旬)以外に行う。 	ウミガメの産卵や帰海を阻害し、卵や子ガメを圧死させる恐れがあるためです。
⑤観光事業者 (永田浜ウミガメ観察に直接関係する旅行会社、ガイド事業者、タクシー運転手等)	
<p>●ウミガメ観察を行う場合は、事前に連絡する (旅行会社、ガイド事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ツアー等で永田浜におけるウミガメ観察を行う場合は、必ず永田ウミガメ連絡協議会又はNPO うみがめ館で事前に予約をし、キャンセルする場合は前日までに連絡する。 <p>(タクシー運転手)</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗客が永田浜におけるウミガメ観察を希望する場合は、事前予約を取っているか確認し、予約がない場合は永田ウミガメ連絡協議会に予約の空きを確認したうえで永田浜へ連れてくる。 	無秩序な利用は、ウミガメの生態に悪影響を及ぼすためです。

IV. ルール以外の協力依頼事項

“永田浜におけるウミガメ観察に関するルール”ではありませんが、積極的に協力をお願いしていきたい事項です。

1. 近隣施設管理者

(浜に光が届く街灯等の管理者や近隣の民家、宿泊施設等の管理者)

●光害を抑える

- ウミガメが産卵する時期と子ガメが海に帰る時期(4月下旬～9月下旬)は、「光を消す」、「海側にカーテンを閉める」等、砂浜を照らす人工光を減らす
- 光源を低圧ナトリウム灯などの比較的ウミガメに影響の少ない黄色い光のものに変える。

2. 観光事業者

(永田浜ウミガメ観察に直接関わらない宿泊施設、交通機関等)

●ウミガメ観察希望者には観察会(事前レクチャー)への参加を勧める

- ・ 永田浜でウミガメ観察を希望する観光客等には、時期によって、ウミガメ観察会に参加するか、うみがめ館展示資料館で事前レクチャーを受ける必要があることを、正しく説明する。